

運動の重点

1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守

- 信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。

(2) 自転車の安全利用

- 「自転車安全利用五則」を守り、通行ルールに従いましょう。
- 幼児・児童のヘルメット着用を徹底しましょう。高齢者、中学・高校生を始め全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
- 幼児を幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用させましょう。
- 自転車事故に備えるため自転車保険に加入しましょう。
- 定期的に点検整備を行いましょう。



2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルール遵守

- 横断歩道手前での減速、横断歩道での歩行者の優先を守りましょう。
- 運転中にスマートフォン等を使用することは危険です。絶対に使用しないようにしましょう。

(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- 6歳未満の子供は、チャイルドシートを着用させましょう。

(3) 高齢運転者の交通事故防止

- 自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には交通安全相談窓口にご相談し、運転免許の自主返納も検討しましょう。



3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 反射材の活用や車両灯の早めの点灯などで視認効果を高めましょう。
- 夜間の運転中で対向車や先行車の無い場合はハイビームを活用しましょう。

(2) 危険運転の防止

- 「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。
- 自転車の飲酒運転も違反です。
- ハンドルキーパー運動を促進しましょう。
- 歩行者や他の車への思いやりをもった運転を心がけ、妨害運転（あおり運転）などの危険な行為は絶対にやめましょう。



4 二輪車、原付車の交通事故防止（奈良県重点）

- スピードの出し過ぎなどの無謀運転は行わず、見通しの悪い交差点では必ず徐行するとともに、状況に応じて一時停止しましょう。
- 自動車運転者からは距離感がつかみづらく、また見落とされやすいので、車間距離を取り他車の陰に入らないようにしましょう。
- ヘルメットを必ず、かつ、正しく着用し、可能な限りプロテクター等を使用しましょう。



令和2年

秋の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

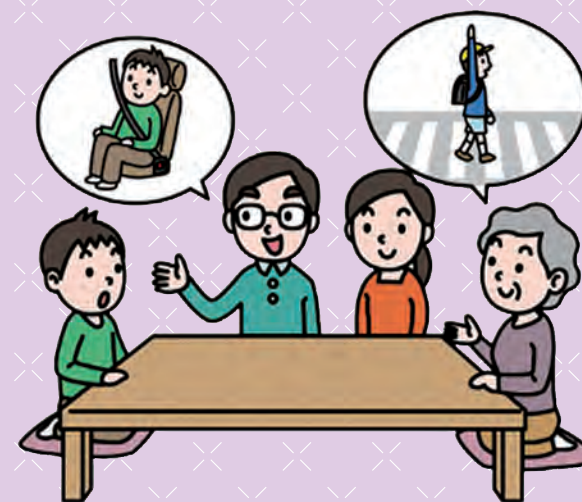
交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

運動期間

令和2年9月21日(月)～9月30日(水)

県内統一デー

9月21日(月)	子供を始めとする歩行者の安全と 自転車の安全利用の確保推進デー
9月22日(火)	高齢運転者等の安全運転の励行デー
9月25日(金)	夕暮れ時と夜間の交通事故防止と 飲酒運転等の危険運転の防止推進デー
9月27日(日)	二輪車、原付車の交通事故防止推進デー
9月30日(水)	交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉）



《主唱》奈良県・奈良県交通対策協議会

家庭・学校・地域の方々へ

- 交通ルールの遵守や交通マナーについて話し合い、交通安全に対する意識を高めましょう。
- 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょ。



高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカーS(サポカーS)の利用を推奨します。



高齢運転者標識

「サポカー／サポカーS」とは？



「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

「あおり運転」は危険！

- いわゆる「あおり運転」は重大な危険を招く極めて悪質な行為です。車を運転する際は周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全な運転を心掛け、車間距離の不保持、無理な追い越しや車線変更は絶対にやめましょう。
- あおり運転を受けた場合は、安全な場所へ移動し、車外に出ることなく110番通報をしてください。
- ドライブレコーダーは運転行為が記録されることから、悪質・危険な運転の抑止に有効です。



妨害運転への罰則の創設（令和2年6月30日改正道交法が施行）

- 妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。妨害運転は厳しく処罰され、運転免許を取り消されることとなります。

妨害運転（交通の危険のおそれ）

あおり運転をした

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 違反点数25点
- 免許取消し（欠格期間2年）
- ※前歴や累積点数がある場合には最大5年

妨害運転（著しい交通の危険）

あおり運転により危険が生じた

- 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
- 免許取消し（欠格期間3年）
- ※前歴や累積点数がある場合には最大10年

自転車利用者の方へ

自転車の交通ルール

- 自転車を利用する際は「自転車安全利用五則」を始めとする通行ルールを守りましょう。
- 自転車運転中に危険な行為を繰り返した場合、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。危険な行為には飲酒運転、通行の違反等の他、妨害運転（あおり運転）も含まれます。

自転車安全利用五則

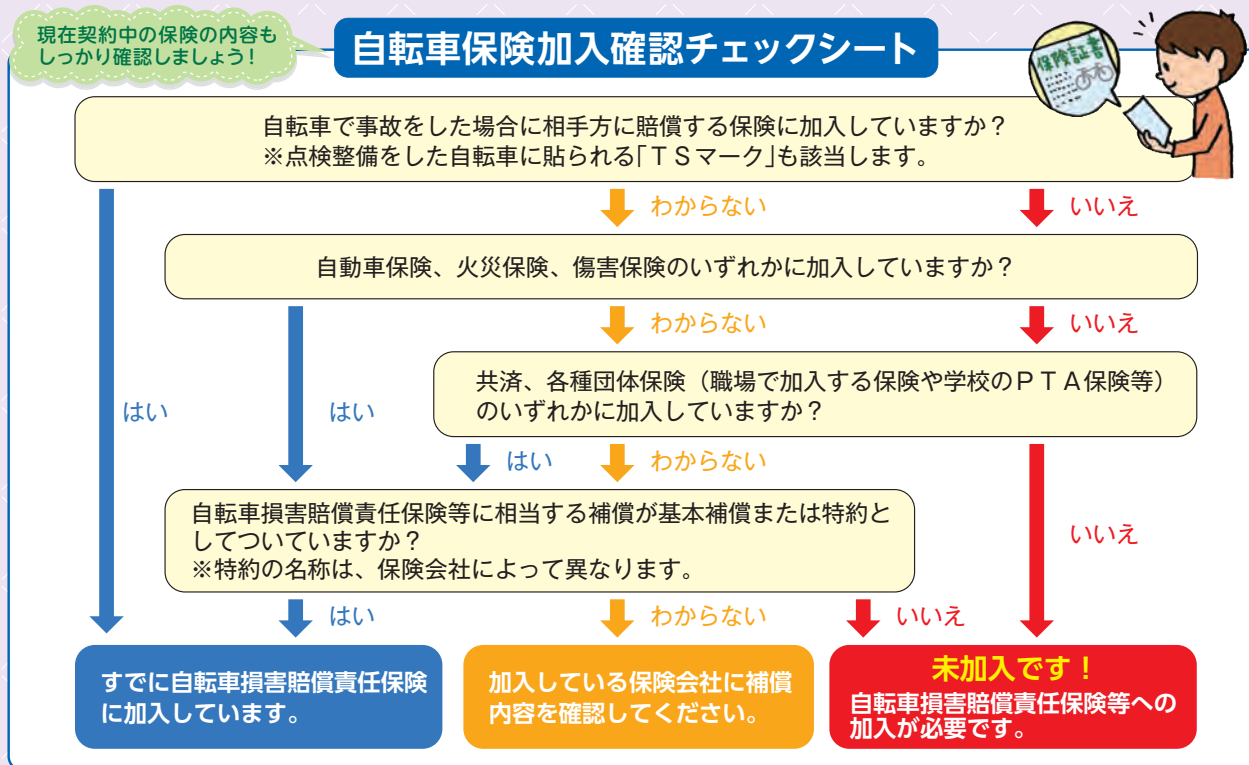
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

乗車用ヘルメットの着用

- 65歳以上の高齢者は、自転車利用時、ヘルメットの着用には努めなければなりません。
- 自転車事故により亡くなられる方の多くは、「頭部損傷」が原因となっています。事故被害の軽減にはヘルメットが有効です。

自転車保険への加入

- 自転車の所有者等は事故被害者救済のため「自転車損害賠償責任保険等」に加入しなければなりません。



奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎: 0742-27-8731)

相談日 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始除く）
8:30～16:45

※定期巡回相談（県内4市町）も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
☎0742-27-7013（平日9:00～17:00）
自転車条例ページ
<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで
(☎: 0742-27-8730)